

命 令 書 (写)

再審査申立人	X
再審査被申立人	Y
同代表者知事	B

上記当事者間の当委員会平成28年(不再)第71号, 同第72号, 同第73号不当労働行為救済再審査申立併合事件(初審・本件各再審査申立事件に順次対応して岩手県労働委員会平成28年(不)第1号, 同第2号, 同第3号事件)について, 当委員会は, 平成29年2月1日第229回第三部会において, 部会長公益委員三輪和雄, 公益委員鎌田耕一, 同山本眞弓, 同鹿野菜穂子, 同森戸英幸が出席し, 合議の上, 次のとおり命令する。

主 文

本件各再審査申立てをいずれも棄却する。

理 由

1 再審査申立人の申立て

再審査申立人の本件各再審査申立てに係る不服の要点及び理由は, 別紙1(同別紙は, 当委員会平成28年(不再)第71号事件(以下「第71号事件」という。))の本件再審査申立書の写しであるが, 同72号事件(以下「第72号事件」という。))及び同73号事件(以下「第73号事件」という。))についても同旨である。)のとおりであり, 同申立人が本件の初審に申し立てた本件各救済申立てに係る不当労働行為を構成する具体的事実及び請求する救済の

内容は、第71号事件については別紙2の1, 2（本件不当労働行為救済申立書及び補正書の各写し）、第72号事件については別紙3の1, 2（前同）、第73号事件については別紙4の1, 2（前同）のとおりである。なお、第72号事件及び第73号事件における本件各救済申立ては、当初、いずれも大阪府労働委員会に申し立てられたが、同委員会は、これを岩手県労働委員会に移送し、同委員会において各事件の原決定がされている。

2 本件再審査申立てに至る経緯

初審岩手県労働委員会は、再審査申立人が提出した本件各救済申立書はいずれも労委規則32条2項が規定する申立書の記載要件に欠けているとして、申立書記載の不備を具体的に指摘した上で、再審査申立人に対しその補正を求め、再審査申立人からはそれぞれ各事件についての補正書（別紙2の2, 3の2及び4の2）が提出されたが、これによっても本件各救済申立てには、不当労働行為を構成する具体的事実（労委規則32条2項3号）及び請求する救済の内容（同4号）の記載に不備があるとして、労委規則33条1項1号を適用して、再審査申立人の本件各救済申立てをいずれも却下する決定をした。本件各再審査申立ては、この却下決定に対する不服の申立てである。

3 当委員会の判断

本件の各事件における初審の審査の経緯は、各事件の決定書「理由」欄第2の3にそれぞれ記載されたとおりであるから、これを引用する（これらの事実関係等は、本件記録及び審査の全趣旨により認められる。）。

以上を前提に検討すると、再審査申立人の本件各救済申立てに係る申立書は、いずれも労委規則32条2項3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載に不備があり、その主張からは、いかなる不当労働行為を構成する事実について救済を申し立てているのかまったく不明であり、補正を求められたにもかかわらず、提出された各補正書によってもその不備が補正されていないと認められる。そうすると、再審査申立人の本件各救済申立ては、労

委規則 33 条 1 項 1 号の「申立てが第三十二条に定める要件を欠き補正されないとき」に当たる。

また、再審査申立人の主張によれば、再審査申立人は再審査被申立人と雇用等の関係にないというのであるから（別紙 4 の 2 参照）、特段の事情が認められない本件については、再審査被申立人が、再審査申立人との関係において労組法 7 条所定の「使用者」に該当すると解することはできない。そうすると、再審査申立人の本件各救済申立ては、労委規則 33 条 1 項 5 号の「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき」にも該当するということになる。

再審査申立人は、初審における岩手県労働委員会の本件各救済申立書の補正を求める書面は、平成 28 年 11 月 16 日に再審査申立人に到達したが、補正の期間が同月 24 日までとされていて、不相当に短いから、補正を求める手続には、相当な補正期間を定めることとされている労委規則 32 条 4 項に違反する違法があるとも主張する。しかし、本件事案の内容、前記認定の再審査申立人に本件各申立書の補正を求めるに至った経緯に照らすと、上記の補正期間が不当に短期であるということとはできない。再審査申立人の主張は、失当である。

4 結論

以上によれば、再審査申立人の本件各救済申立ては、いずれも労委規則 33 条 1 項 1 号、5 号を適用してこれを却下すべきであるから、初審岩手県労働委員会の各却下決定は、いずれもその結論において相当である。よって、再審査申立人の本件各再審査申立てをいずれも棄却することとし、労組法 25 条 2 項、労委規則 33 条 1 項 1 号、5 号、55 条を適用して、主文のとおり命令する。

平成 29 年 2 月 1 日

中央労働委員会

第三部会長 三 輪 和 雄 ㊟

【別紙1、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2略】